

## 令和2年第4回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年4月10日(金) 午後1時30分から午後4時30分
- 2 場 所 菊池市役所3階 305号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子 5番/榎田 實 6番/  
緒方哲郎 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志 9番/右田博昭 10番/右  
田正臣 11番/高山悦子 12番/松永孝志 13番/緒方啓一 14番/丸山  
利明 16番/水上義夫 17番/川口毅憲 18番/守塚伸二 19番/高木洋  
一
- 4 欠席委員 2番/永田孝子 15番/荒木孝子
- 5 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄  
坂本高秀、城栄太郎  
(七城分室) 島田恭子  
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について  
議案第2号 農地所有適格法人設立届出について  
議案第3号 あっせん登録申出について  
議案第4号 農地法第3条許可申請について  
議案第5号 農地法第4条許可申請について  
議案第6号 農地法第5条許可申請について  
議案第7号 農用地利用集積計画(案)について  
議案第8号 あっせん申出について  
議案第9号 非農地通知について  
議案第10号 非農地証明願について  
報 告 合意解約について  
そ の 他

## 《 開 会 》

**事務局長**) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日は、議席番号2番／永田孝子委員と議席番号15番／荒木孝子委員から欠席の届出がっております。本日の会議につきましては、19名中17名の委員さんにご出席いただいております、『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和2年第4回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《 会長挨拶 》

## 《 議事録署名委員指名 》

**会 長**) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号13番／緒方啓一委員と議席番号16番／水上委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

## 《 議案審議 》

**会 長**) 本日の議題は、第1号から第10号までの議案10件及び報告案件1件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局長**) 議案第1号／新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件でございまして、2ページと3ページが『農業計画書』となっております。2ページをご覧ください。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、開けていただいて、3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。3月30日に、担当委員でもあります丸山会長、外村担当推進委員と事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、丸山会長より、ご意見をお願いいたします。

**会 長**) それでは、私が担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。先程局長が言われましたように30日の議案検討会の後に、本人と事務局と私と外村推進委員とで面談を行っております。申請の理由につきましては、記載のとおり卒業後、JAの方に就職されまして営農課というところに配属され、指導あるいは

販売、また農家さんとの話し合い、色んなことを学びながら自分で独立したいということで、このような計画をなされたということでした。農業従事につきましては、JAでの経験と実家が農家ということで、お手伝いをしていたということでした。事業計画の販売作付目標の数量あるいは単価等につきましては、出荷をまとめてJAにするということで、このような数字が出ている訳です。それと、経営面積につきましては、5年後あたりを計画してありますが、本日この新規就農を承認していただきますと、利用権設定の37ページの7番と32ページの3番に記載されておりますので、併せてご確認をいただきたいと思います。家族・農業用機械、また、作付につきましては、議案書に記載されているとおりでございます。何の問題もないと思っておりますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

ただ今、新規就農につきまして、事務局と私からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

**工藤清子委員)** 1番の工藤でございます。反対ではございませんが、JAにゴボウを出されるということですので気になったのが、ショウガが畑で、ゴボウが水田かなと思いましたが、ゴボウは畑にも植えますがJAとしては水田が多いのではないのでしょうか。それともう1件、3ページの作付管理計画の中で丸・四角・三角とありますが、普通ゴボウとかはロール式になっている種とかを蒔きますので、定植が三角になってますが、普通は播種じゃないかなと。ショウガの方も球根ですが、ショウガ種といいますので、定植というのは苗を苗床から移して畑や田に植えるものだと思認識します。それと、機械については借りられるということですか。

**会 長)** ご両親がゴボウ農家ということで、機械はリース式でも利用したいということでした。ショウガ作付等の作付管理計画あたりのことは、何か特に聞いておりましたか。

**事務局)** こちらについてはですね、私の方では何も伺っておりません。一応ご本人さんの申請では、このようにされるということで申請があがっておりました。

**会 長)** そこは私たちも確認がとれておりませんので、本人さんと連絡は取れますか。

**事務局)** 間違いがないかを確認しましたところ、それで間違いはないということで回答をいただきました。記載してあるとおりで、計画は間違いはないということで確認いたしました。

**会 長)** 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第2号／農地所有適格法人設立届出について、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。別紙のとおり『農地所有適格法人設立』の届出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件でございまして、5ページから7ページが『設立届出書』となっております。『農地所有適格法人』を設立するためには、農地法第2条第3項に定められている『法人形態要件』、『事業要件』、『議決権要件』、『役員要件』の4つの要件を満たす必要があります。今回の届出法人につきましては、肉用牛と繁殖牛を飼育する農業法人ですが、記載内容から、法人形態要件は株式会社、事業要件は農業の売上高が100%、議決権要件は農業関係者の議決権の割合が100%、役員要件は役員の過半数が農業の常時従事者となっていることから、4つの要件をすべて満たしており、かつ、認定農業者でもあることから、特に問題はないものと思われまます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) ただ今、農地所有適格法人設立届につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。反対ではありませんが、7ページの(1)の農業への年間従事日数で直近実績365日の見込みの365日というのは、この方お一人で休みなしということですか。

事務局) 一応私の方からも確認しましたところ、現在のところは自分ひとりで、奥さんもいらっしゃるのですが、奥さんは家事に専念されていて農業の方は今のところやっていないということです。あと、ここに出ておりませんが、何日かはヘルパーさん等を雇用されているのと、ご両親も肥育牛の方をされておりました経営がベースということで、ご両親からのお手伝いも忙しい時はあつてるといのは聞いております。

高山委員) いろいろな事情は分かりますが、4番の(1)とかいうのも、お一人だとしても365日と書いても問題はないのでしょうか。牛相手の仕事なので休みがないのは分かるのですが、一人でこれでいいですというのは、法律的に問題がないの

か、違和感を感じて質問しました。

**事務局)** 農業は、サラリーマンと違って日々農作業が違って参ります。8時間を1日とする訳ではなくて、日によっては搾乳しなければいけなかったり、掃除をしなければいけないこともありますので、時間じゃなくて、そこで作業をすればそれを1日というようにカウントします。農業では、そういうような取り方です。

**会 長)** 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

**会 長)** 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 挙手多数 )

**会 長)** ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**事務局長)** 議案第3号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人1件及び法人2件の3件となっております。9ページをお開きください。1件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。榎田担当委員より、ご意見をお願いいたします。

**榎田委員)** 5番の榎田です。この申請者は、両親と3人で水稻を中心に、麦・野菜を作付されている専業農家です。最近ではエゴマも作られています。認定農業者でもあり、問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

**事務局長)** 10ページをお開きください。2件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のためあっせん登録を申出されたものです。水上担当委員より、ご意見をお願いいたします。

水上委員) 6番の水上です。この方は第2号議案で「農地所有適格法人」の承認を受けた方です。何ら問題ないと思いますので、審議の程よろしく申し上げます。

事務局) 11ページをお開きください。3件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりです。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。右田正臣担当委員より、ご意見をお願いいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。この方は、〇〇〇〇〇という農業法人をされていて、主にから芋と大根を作っておられます。何ら問題ないと思います。

会 長) ただ今、「あっせん登録申出」につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。10ページの3番の農業収入の内訳は85,000円ではなく、8,500万円ですか。千円単位だからですか。他は千円単位ではなかったの。

事務局) 申し訳ございません。単位が実際は千円単位となっております。9ページは多分本人さんが上の単位の千円を見損なわれていて円になったと思います。10ページの方は単位千円というところで、85,000千円ということになっていたと思います。以上です。

会 長) これは、用紙は支所単位で違うのでしょうか。それとも、受付場所で違うのでしょうか。そうであれば、今後は用紙を統一するようお願いいたします。

工藤清子委員) 4番の工藤です。11ページの2番の方の作業従事日数は、ないのでしょうか。

事務局) 泗水分室の角田です。こちらについては、申出書の方が提出されまして、本書の方に出した後に確認をしております。ここでお示ししたいと思いますので、ご記入の方をよろしくようお願いいたします。代表取締役が270日、取締役が150日となっております。以上です。

会 長) 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局) 議案第4号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。12ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては『許可指令書』を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転6件、賃貸借権設定3件、使用貸借権設定4件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月のすべての案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきましては、私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。譲渡人さんはご覧の通り、熊本市内の方に長年住んでおられまして、譲受人さんは熊本地震の被災をされたということで、今の住所に移ってきておられます。そのような中で、ご自宅の横に譲渡人さんの土地がありまして、家庭菜園あたりを作りたいということと、耕作放棄地をなくしたいということでの案件ですので、何ら問題はないと思っております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきましても、私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。譲渡人さん・譲受人さんは、ご親戚同士です。譲渡人さんは、菊池市内に永く住んでおられて、譲受人さんのお父さんが今までずっと管理してきておられました。そのようなことで、今回は双方合意のもとでの案件となっておりますので、何ら問題はないと思っております。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

次に、3番をお願いいたします。

**事務局)** 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長)** 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**緒方啓一委員)** 13番の緒方です。譲受人は、5年ほど前長崎から新規就農者として、この小木地区に来られた方です。1年1年、少しずつ農地を増やしておられます。この度は、土地の持ち主が亡くなられたため、公売となった物件を買われたものです。29筆の農地の中には田あり畑あり段々の土地ではありますが、畑には竹がだいぶ入り込んで農地にするにはだいぶ手間がかかると思いました。夫婦で頑張っておられますので、何年かかけて綺麗にしたいということで張り切っておられます。問題はないと思いますが、ご審議をお願いいたします。

**会 長)** 次に、4番をお願いいたします。

**事務局)** 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長)** 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永田正一郎委員)** 7番の永田です。譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係です。普通はお父さんの方に贈与するんですが、孫の方が新規農業者ということで栽培をされています。アスパラガスを栽培されているということで、祖母の方から全筆12筆を贈与ということで何ら問題ないと思われれます。下の方の出田の南車地と、開けまして同じ3筆ありますが、こちらが現在花房台の上の方の構造改善地にありまして、まだ換地がはっきりしておりませんが、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

**会 長)** 次に、5番をお願いいたします。

**事務局)** 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長)** 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**榎田委員)** 5番の榎田です。この農地は、譲受人さんの実家の土地です。現在は、譲受人さんが耕作されています。譲渡人さんとの相互合意による売買です。何も問題



ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、6番をお願ひいたします。

事務局) 6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

水上委員) 16番の水上です。譲受人は先月、公売適任者の署名をいただいた方で、菊と和牛の繁殖と水稻を作付けされております。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番をお願ひいたします。

事務局) 賃貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。相互合意による賃貸借ということで、問題はないと思いますが、よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、2番をお願ひいたします。

事務局) 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。相互合意による賃貸借であり、何ら問題ないと思います。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、3番をお願ひいたします。

事務局) 3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

川口委員) 17番の川口です。貸付人の要望による賃貸借となっており、問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

会 長) 次に、使用貸借権設定の1番をお願いいたします。

事務局) 使用貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。貸付人は、7年程前ご主人が亡くなられて、この土地は永く作付けがなかった土地であります。借受人は、先程も出てきましたけども、運送業をしている同じ地区の方です。田んぼにはできないということで、栗を植えて栽培をするそうです。問題はないと思いますが、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。貸付人は高齢でもあり、この話がまとまったと聞いております。借受人は、〇〇〇〇〇です。農地は、何を栽培されるかは聞いておりませんが、障害者のための農園になると思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。貸付人さんと借受人さんは親子であり、農業者年金受給のための使用貸借権の再設定です。借受人さんは、主に水稻や野菜を作付けされております。何ら問題ないと思います。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。貸付人・借受人さんは親子関係です。農業者年金受給のための使用貸借権設定です。合志市の方ですので、電話でお話を聞きました。認定農家さんであり、家族3人で黒毛和牛の繁殖をされているそうです。何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会 長) 農地法第3条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。中身ではないのですが、21ページの3番の方は貸付人の要望と書いてありますが、それ以外は相互合意による貸借と書いてあって、これは何か違いがあるのでしょうか。どっちから要望してお互い話し合って、結局相互合意による貸借になるんだと思うんですけど、何かこう書き方を変えてあるというのは、どこかに違いがあるからかどうかを知りたいんですけども。

事務局) 3条につきましては、相互合意による貸借ということになるのですが、貸付人さんの方から借りてくれとの要望で契約をされた場合には、このように記載させていただいております。

会 長) 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第5号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。25ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり

申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**会 長)** それでは、1番につきまして、説明をお願いいたします。

**事務局)** 4条の1番です。26ページをご覧ください。番号の1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所旭志支所から東南に2.4km、国道325号線から直線で東に約2kmの土地です。農地区分につきましては、農振農用地区域の農業用施設用地として用途区分変更されている農地になります。農地面積以外の土地は、既に転用許可を受けられており、堆肥舎となっております。今回の申請は、既存の堆肥舎では不足するとのことで、申請が行われております。位置図につきましては、スクリーンをご覧ください。

**会 長)** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**松永委員)** 12番の松永です。4月7日に丸山会長・事務局・申請人・青木推進委員と私で現地調査をいたしました。位置は先程述べられたように、325号線の道の駅の交差点から東の方に約3.2km進みまして、畑地帯の中にある農地であります。申請者は酪農家であり、今後の増頭計画や繁殖への対応に、現在隣接する堆肥舎では手狭になるため、堆肥調整保管施設として建設を計画されました。排水計画は、給水はありません。雨水排水は、浸透枡を設置して地下浸透させるそうです。隣接農地の所有者からの承諾書もとってあります。問題ないと思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。

**会 長)** 次に、2番をお願いいたします。

**事務局)** 2番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北北西に約1.2km、国道387号線から直線で西に約400mの土地です。農地区分につきましては、2以上の埋設管・上下水道のある道路の沿道区域で、概ね500m以内に吉富保育園とともだ歯科がある第3種農地になります。公衆用道路の隅切り部分で、既に転用されていることから、始末書の方が添付されております。位置図につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

**会 長)** 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。4月7日の日に現地を見て参りました。今回申請された土地は、平成22年に住宅を建設するために分筆して残された土地ということになります。0.5㎡の残地部分は、公衆用道路として既に無償提供されている土地で、当時分筆はしてあったものの、転用申請をされていなかったということで、今回の申請となったようです。現地は既に舗装されていますが、先程事務局の説明にもありましたように隅切りの部分ですので、車の出入りには角を切っていることで非常に助かっている部分は多いと思いますし、安全性の上でも必要なことだという風に考えております。見てのとおりわずかな土地ですが、排水の同意も一応区から取っておりますし、あとの諸々の条件に関する影響もとてもあるとは思えませんが、一応県からの同意は口頭でありますが取ってあるという風に伺っております。以上のことから問題はないものと思います。よろしくお願いたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当と決定いたします。次に、議案第6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局) 議案第6号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。27ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転5件及び賃貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 所有権移転の1番です。28ページをご覧ください。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑一筆388㎡の所有権を取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約2.2km、県道植木インター菊池線から北に60mの土地で

す。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。4月7日の日に現地確認を行いました。申請地は、主要地方道の植木インター菊池線、コメリ等がありますが、山鹿方面に少し行くと信号があります。左側に行くと菊之池小学校に行くところですが、それを少し行くと散髪屋さん等右側にいろいろ建物が並んでおりますが、その裏手の方北側にある土地です。申請地は、北側が道路、あと三方は畑に囲まれている土地でございます。申請人の方は生活環境の良い土地であるということ、また将来の生活設計を考慮して家を建てるということとございました。施設の概要については、議案書のとおりです。給排水計画は、給水・生活雑排水・汚水それぞれ市の上下水道に接続するという、雨水に関しましては、浸透枡を1か所設置し地下浸透させるということとございました。造成中・完成後、被害防除対策については、しっかり対応するし、万が一被害が生じた場合は、責任を持って処理するということとございました。以上のようなことから、転用やむなしと考えます。ご審議方、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきまして、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑一筆393㎡の所有権を取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所旭志支所から南西に約2.5km、国道325号線から直線で東に約300mの土地です。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。以上です。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。4月7日に現地調査を行いました。申請地は325号線の道の駅の交差点を左折しまして、市営住宅あさひが丘住宅方向に約300m進んだ農地です。申請人さんは大津の方にお勤めです。近くの市営住宅に居住しておりますが、現在の住宅では子供も2人おり手狭になり、今回新たにマイホームの建設を考えられました。申請地は、近くに保育園・道の駅旭志などもあり、生活環境のいい土地で、実家にも近いことから選定されました。計画概要は、議案書のとおりでございます。給排水計画は、給水は市の水道を利用され、生活雑排水は合併浄化を総設置し、処理水は側溝に排水し、雨水は浸透枡を設置し、地下浸透されます。

資金計画も何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、3番をお願ひいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑一筆332㎡の所有権を取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は先程の2番の案件の農地の隣になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。以上です。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

松永委員) 12番の松永です。申請地は先程の2番の隣接地になります。2番の方と双子になります。現地調査は4月7日に行いました。申請人さんは、〇〇〇〇〇にお勤めございまして、やはりアパートに居住してございまして手狭になり、新築の建設を考えられました。申請地は、やはり保育園・道の駅など生活環境のいい土地で、実家にも近いことから選定されました。計画概要は、議案書のとおりでございます。給排水雑排水道の方は、合併浄化槽を設置し、地下浸透されます。内容としましては、先程の2番の方と全く条件が一緒で、何も問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、4番をお願ひいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑一筆324㎡の所有権を取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北東に約2km、国道387号線から直線で東に約300mの土地です。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。以上です。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は国道387号線沿い、城北自動車学校から南東へ200m、憩いの森公園の周回道路沿いの東側に位置します。今回の申請地は、昨年9月の委員会で個人住宅建築での転用が許可され、また3月の委員会で先の譲受人が住宅建築をできない事情が生じたため返納願ひが出され承認されたもので、今回、譲受人変更での再申請となります。今回の譲受人さんは、近くで両親と同居

され、妻と子供3人の家族で、子供の成長に伴い手狭になり将来の生活設計を考えて新築されるものです。計画概要は、事務局案内のとおりです。昨年転用許可が出ている場所での木造2階建ての個人住宅の建築となります。資金計画は、金融機関からの全額融資ということで、問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、5番をお願ひいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は、一般貨物自動車運送事業を行う法人で、畑一筆4,072㎡の所有権を取得し、駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北に約1.8km、国道387号線から西に約400mの土地です。農地区分は、2以上の埋設管・上下水道のある道路の沿道区域で、概ね500m以内に入佐内科医院と田中医院がある農地であることから、第3種農地に該当します。以上です。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、国道387号線沿い、城北自動車学校から南西約500mの位置にある第3種農地になります。譲受人さんは一般貨物自動車運送業を営んでおられます。今回の申請地は、昨年12月新規事業拡張のための駐車場への転用許可が出た農地の西側隣接地になります。今回は、1月完成の新規工場の4月の一部稼働から8月の本格稼働に伴い、さらに従業員・出向社員合わせて50名増員分の通勤用車両のスペースと納入業者・搬出業者の大型車両13台分の待機スペースが別途必要であり、遅れていた申請地の相続登記が終了し、取得できることになり、今回の申請となりました。事業計画概要は、事務局案内のとおりです。給水は必要ありません。生活雑排水は発生しません。雨水排水処理は砂利を敷き、自然浸透とします。また、雨水浸透柵を数か所設置し、できる限り計画地内にて処理に努めますが、オーバーフロー分については既存水路に放流します。同意書も取っております。造成中の被害防除対策としては、計画地内の土砂流出など起きないように対策を図り、周辺に迷惑がかからないよう十分配慮します。万が一被害が生じた場合、速やかに対応し、責任をもって解決します。完成後も周辺地に迷惑がかからないよう、恒久的に対応します。資金計画は全額自己資金で対処します。以上のことから、転用はやむを得ないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、使用貸借設定の1番につきまして、説明をお願ひいたします。



**事務局)** 29ページをご覧ください。使用貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑一筆495㎡を使用貸借により個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から南東に約2.2km、県道熊本住吉線から西に約700mの土地です。農地区分は、概ね10ha以上の規模の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当します。こちらは、第1種農地の例外規定である集落接続に該当するため転用可能です。以上です。

**会 長)** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**工藤真理子委員)** 4番の工藤です。申請地は泗水支所より南東方向へ約2.2km、つきやま歯科のある交差点から南へ200m程進んで西側にあります。4月7日に現地調査をしました。申請人さんは、現在賃貸マンションにお住まいで、住居状況は手狭であるため、戸建て住宅の取得を考えられました。申請地は実家の近くであり、親の所有地であるので、土地購入の費用も要らないことから選定されました。道路を挟んで東側が畑になっていますが、2m程段上がりになっていますので、日照・通風に影響はないと思われます。給排水は市の上下水道を利用し、雨水は浸透枳を設置し集水します。造成中は工場フェンスを設置し、周辺に迷惑のかからないよう留意し、完成後は境界にブロック積み及びフェンスを石膏し、土砂の流出を防止します。万一被害が発生した場合には、責任を持って対応しますとのこと。このようなことから、転用はやむを得ないと思ひます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

**会 長)** 次に、2番をお願いいたします。

**事務局)** 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑一筆297㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北北東に約1.9km、国道号線から西に約30mの土地です。農地区分は、2以上の埋設管・上下水道のある道路の沿道区域で、概ね500m以内に入佐内科医院と田中医院がある農地であることから、第3種農地に該当します。以上です。

**会 長)** 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**右田博昭委員)** 9番の右田です。申請地は国道387号線沿い、城北自動車学校南の泗水花房交番横から道反対西へ30mの位置にある、第3種農地になります。借受人さんは、現在アパートに住んでおられますが、子供の成長に伴い手狭になりマイ

ホームの建築を計画されました。通勤に便利なところなど、条件を満たす土地を選定していたところ、妻の実家の道隣りで、義父所有の土地を分筆し貸してもらえることになりました。木造平屋建・個人住宅建築となります。計画概要は事務局案内のとおりです。給水・雑排水計画については、市の上下水道を利用します。雨水処理については、雨水浸透枳を数か所設置し、一か所は吸い込み枳を設置し、地内の処理を出来るだけ行い、オーバーフロー分は南側側溝に放流します。被害防除方法は、盛土と整地になりますが、工事の際は十分注意し施工します。もし被害等が発生した場合は、責任を持って対応します。完成後も同様で、責任を持って対応します。周りは義父所有の土地であり、境界からは離れており、近隣の農業に影響は少ないと思います。資金計画は、全額金融機関からの借り入れということで、問題はないと思います。転用やむなしと考えます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長) 農地法第5条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。28ページの2番の件ですが、実測面積があります。畑の面積よりも個人住宅の方がオーバーしているからでしょうか。

事務局) こちらにつきましては、大変申し訳ございません。実測面積が一部間違えておりまして、397と示しておりますが、393になります。ただ、実測面積は若干増えております。393.71㎡。0.71の誤差がございます。こちらの転用の概要が、備考欄に実測面積を示しておりますが、実際に農地転用の許可証を出される場合は、登記簿面積でお出しします。

会 長) 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当と決定いたします。次に、議案第7号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第7号／農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。30ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

に基づき、別紙、農用地利用集積計画（案）につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。担当より、総括表（案）及び所有権移転の詳細につきまして説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**会 長）** それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

**事務局）** 31ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表（案）です。今月の利用権設定は、賃借権設定25件、中間事業における賃借権設定2件、使用貸借権設定4件、所有権移転8件となっております。それでは所有権移転の各筆明細の説明に入ります。33ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。以上です。

**会 長）** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永田正一郎委員）** 7番の永田です。所有権を移転される方と移転を受ける方が隣同士になりますので、以前構造改善されておりました土地の筆の中にこの土地がありまして、移転を受ける方が移転される方に話をされまして、所有権を移転して今後の作業効率を上げたいということで、お互いの合意によって、このような所有権移転の申請になりました。移転を受けられる方は、水稻とゴボウを耕作されています。何ら問題ないと思います。

**会 長）** 次に、2番について、説明をお願いいたします。

**事務局）** 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積につきましては、議案書記載のとおりです。こちらは贈与になります。以上です。

**会 長）** 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**榎田委員）** 5番の榎田です。所有権の移転をする方と所有権の移転を受ける方は、叔父と甥の関係です。現在は甥の方が作付けしておられます。叔父から甥への贈与です。問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

**会 長）** 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。所有権を移転する方は、営農を規模縮小するために農地を管理してもらえる方を探していたところ、今回の話がまとまったものです。所有権の移転を受ける方は、山鹿市鹿本町で酪農を経営されており、飼料作物を作付けされるということです。この方は、菊池市内の七城町にあと一筆畑を所有されておりますが、余すことなく管理してあります。何ら問題ないと思います。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、4番と5番は関連しますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 4番と5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番と5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。所有権を移転する方は農家ではないため、一筆だけ所有されていた農地の維持管理に困っていたところ、今回の話がまとまったものです。所有権移転を受ける方は、農地所有適格法人であり、主に水稻を作付けされております。何ら問題ないと思います。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤です。所有権を移転する方は、県外にお住まいで高齢です。以前はお茶の栽培をされておりましたが、今は伸び放題で耕作放棄地みたいな状態です。今回、近くの養豚場の所有権移転を受ける方を買ってもらえないかと話を相談した結果、話がまとまりました。所有権を受ける方は、養豚業をされている認定農業者です。何ら問題はございません。ご審議の程、よろしくお願ひします。野菜は、葉物野菜を作られるそうです。以前景観が悪かったので、四季の里に行く途中で、景観がいいようにやっていきたいということでした。よろしく審議の程、お願いいたします。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

水上委員) 16番の水上です。所有権を移転する人と所有権を受ける人は、同じ地域で肥育をやっておられます。受ける人は先程2号議案でされた方で、移転をする方が病気のため、やむを得なく農業を依頼していくということでしたので、所有権を受ける人の牛舎のすぐ横なので、相互合意のもと話がまとまったそうです。何ら問題ないと思いますので、審議の程よろしくお願いします。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 8番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。移転をする人と移転を受ける人の合意による売買です。移転を受ける人は、〇〇〇〇〇を経営されていて、カラ芋を作付けされています。何の問題もないと思います。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転8件のほか、賃貸借権設定25件、使用貸借権設定4件、中間管理事業2件です。しばらく時間をとりますので、内容をご確認していただきたいと思います。

( 議案内容の確認 )

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。37ページの7番ですが、この方は新規就農ですので更新とございますが、新規の間違いじゃないでしょうか。

事務局) こちらの方が、土地に対しての新規・更新の別となっておりますので、この土地が他の方が借りられているところを解約されて、また、この息子さんと契約されているので、更新ということで載ってくる形になっております。

会 長) 合意解約のところ、新規就農のお父さんが借りておられて合意解約されて、今度、その息子さんが同じ方から借りられるということで、私は了解しておりますけども。

事務局) そうです。土地に対してが更新なのか、新しく貸し借りをされるのかでやっております。

工藤清子委員) 新規就農者なので、備考欄に一筆書かれた方がよいのではないのでしょうか。

事務局) 今言われたように、更新と新規の別が、今望月が言いましたように、その土地に対して初めて今度その土地が自作から小作に変わるかということで、一番最初に変わる時が新規で、それを今度別の人がされる場合というのは、その土地は一回自作地から借入地になっているので、2回目以降はどなたが借りられても更新という形で、今回の場合は親子間のものを合意解約されていますので、最初に契約されていた時が新規で、今度合意解約をされて、次にたまたま新規就農でそこを父親のものを解約されて、その土地を新規就農の方が新たに借り受けるということですが、土地は2回目の更新という形になるので、この場合は新規更新の考えになります。また、先程ありました、備考欄に新規就農さんは新規就農ということで、当初、新規就農の認定というのは出てきますけど、書いた方がいいということであれば、分かりやすいように書くのは全然構わないと思いますので、今後そういったところは備考欄の方に記載するようにしたいと思います。

坂田委員) 8番の坂田です。20番の件は自分の担当ですが、小作料が少し高いかと思えますが。

事務局) この賃借料が高いということでしょうか。反当りでこのように記載しておりますけれども。支所に確認しましたところ、田んぼになりますので、転作奨励金をそのままお渡しされるということで、この金額になっているそうです。こちらは、貸し手さんと借り手さんの双方合意のうえということで聞いております。

会 長) 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、原案のとおり承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案8号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第8号／あっせん申出について、ご説明させていただきます。44ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業に基づく、あっせんの申し出が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定していただき、併せましてあっせん委員を指名していただくものでございます。今回の案件は、売渡し2件となっております。45ページをお開きください。1件目の『あっせん申出書』です。申請者の氏名・住所、売渡し希望農地の所在地等につきましては、表に記載のとおりでございます。売買希望金額は反当り100万円となっております。位置図につきましては、46ページと47ページをご覧ください。あっせん委員につきましては、売渡し・貸付希望農地の所在から鑑み、高木担当委員と角田担当推進委員をお願いしたいと考えております。48ページをお開きください。2件目の『あっせん申出書』です。申請者の氏名・住所、売渡し希望農地の所在地等につきましては、表に記載のとおりでございます。売買希望金額は反当り704,639円となっております。位置図につきましては、49ページをご覧ください。あっせん委員につきましては、売渡し希望農地の所在から鑑み、守塚担当委員と田代担当推進委員をお願いしたいと考えております。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) あっせん申出について、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。意義の無い方の挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので「あっせん申出」につきましては、承認し、ただ今事務局から提案がありました、1件目は高木委員と角田推進委員、2件目は守塚委員と田代推進委員をあっせん委員として指名することに決定いたします。

次に、議案9号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第9号／非農地通知について、ご説明させていただきます。50ページをご覧ください。農地・非農地の判断につきまして、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は3件となっております。51ページをご覧ください。土地の所在地、登記地目、登記面積、所有者、現地確

認日、現地確認農業委員及び推進委員につきましては、表に記載のとおりです。位置図につきましては、52ページと53ページをご覧ください。当該地は、中山間地域にあり、山林に囲まれており、隣接している農地も永年耕作されておらず、山林化していることから、非農地とすることはやむを得ないものと思われまゝ。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) 非農地通知につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、「非農地通知」につきまして、承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので、承認することに決定いたします。

次に、議案10号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第10号／非農地証明願について ご説明させていただきます。54ページをご覧ください。非農地証明願が提出されましたので、ご審議のうへ、委員会の意見を決定していただき、『非農地証明書』を交付するものでございます。今回の案件は、2件となっております。55ページをご覧ください。1件目の『非農地証明願』です。願出人の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりです。位置図につきましては、56ページをご覧ください。当該地は、長年耕作されておらず、山林化していることから、所有者の願出により非農地と証明するものです。なお、3月30日に担当委員である丸山会長、外村担当推進委員と事務局で現地調査を行なっております。57ページをご覧ください。2件目の『非農地証明願』です。願出人の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりです。位置図につきましては、58ページをご覧ください。当該地は、長年耕作されておらず、山林化していることから、所有者の願出により非農地と証明するものです。なお、3月30日に守塚担当委員、田代担当推進委員と事務局で現地調査を行なっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) 非農地証明願について、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )



会 長) 意見もないようですので、交付することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) 全員挙手ですので、交付することに決定いたします。  
次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 59ページをお開きください。報告案件は「合意解約」についてのみとなっております。今回、農地法第18条の規程による合意解約通知が9件あっており、詳細につきましては、60ページから63ページに記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。  
本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、その他で何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

それでは、私からいいですか。冒頭の挨拶で申し上げましたように、営農型太陽光を先月許可を一応して県の方に挙げて、その後の流れがまた若干変わってきたという風に申し上げました。その件につきまして、前事務局長の方から説明をお願いいたします。

前事務局長) 今会長が申しましたように、十分ご審議をいただきまして、3月10日に許可相当ということで決定をいただいて、3月23日に県の審議会の方に挙げて、そちらでも許可相当ということで許可証の交付を3月末に業者に行ったところでございます。まず、最初に3月10日の審議の際に、いろいろ地元への説明が十分じゃないというようなことで、もう少し地元と話をしようという意見がございましたので、その後に会長の方から農業委員会として許可前に10日の審議で委員さん方がそういったことのご意見があったということ、業者・申請者の方にも知らせるべきだということで、会長名で、審議については許可相当とはなりませんでしたけど、いろいろ委員さんからご意見があって、地元との話し合いをもっと十分してくださいというようなことでご意見がありましたということで、文書で申請者の方に通知をいたしまして、一応地元と今後も協議をしていただきたいという説明を、4月10日の委員会で委員さんに報告したいので、4月8日までにその後の地元との話の経過を報告してくださいということで通知を差し上げまして、業者の方から

1回通知した後に窓口に来られましたので、今のような審議の内容をお話ししてご報告をお願いしたいということで、業者さんもわかりましたということで、区長さんと再度その後にお話をされて、3月21日付けで農業委員会宛に報告がございました。その中で、向こうの方からの回答としては、地元から陳情書・反対の署名が出されたということについては、内容を教えてほしいということでしたので、その内容については、市に出ているので農業委員会の方ではないので、区長さんに直接確認をしてくださいということで、先程言いましたように区長さんのところに行かれて、その陳情書の内容については、区長さんから後日FAXで申請者に送られたということです。その時の区長さんの話では、説明会・話し合いの場が新型コロナの関係で区の方でも集会はしないようにしてるということで、しばらくは集会は開けないということなので区長さんとの間では、工事を着工するまでには話し合いの場をもつというようなことで区長さんと話があったということです。その後、地元では、田中推進委員さんがニンチクがあったので、その時に農業委員会の方では、3月10日に農地法の観点から許可は相当で意見が決定されたというようなことの報告をしたということで、それはあくまでも農地法に基づいて審議がされたということだったと、田中推進委員さんから報告を受けております。その後、今言いましたように区長さんとの話で、コロナの関係ですぐには出来ないということで、その後は実際に集落への説明会は現在のところ出来ていないということです。今日聞いたところによると、14日に業者が区長さんと話をすることで聞いております。先程会長が言いました、一応許可証は交付したんですけども、その許可証を交付の時に業者から、そこに文化財の調査を教育委員会で調査したところ、1筆の中に2カ所程遺跡があるということが調査の中で分かったということで、教育委員会から、その部分については工法の転向、もともとの工法が杭を1mくらい打ち込んで支柱をする計画になっておりました。教育委員会としては、調査した遺跡が出るであろう場所は掘ってもらうと困る、杭を打ち込んでもらうと困るということで、そこは打ち込まない工法に変更してくださいというようなことで、教育委員会から業者さんに通知がなされております。それがちょうど、許可証を交付する日に業者の方から文化財の関係で一部工法を変更しないといけなくなりましたということで聞きましたので、うちの方からは、それは一部でも工法変更になるので、当初の計画で許可証を交付したんですけども、変更の手続きが必要になりますということで業者さんに話をしまして、業者さんは変更の手続きは必要ないんですかという話でしたので、一旦こちらでもう一度検討して、県とも相談して回答しますということで、その後すぐ県と確認をしまして、やはりこちらの考えどおり一部でも工法が変わるということであれば、計画変更の手続きが必要になりますということになりましたので、その旨を業者にまた伝えて計画変更を出してくださいというようなことで、今言っているところです。今業者さんが計画変更の書類は作られていると思いますが、変更の申請は今のところあがってきておりません。今後あがってきたら、計画変更ということで、また審議をいただくということになります。担当の永田委員さんと田中推進委員さんには事務局に来ていただいて、今のよ

うな経過の報告は城の方から、今言ったような内容を報告いたしております。ですので、それ以降の営農用の太陽光の経緯と計画変更がまた出てくるということで、また審議をお願いしたいというようなことになるということで、今後また5月なり6月になるのか、もう一度計画変更の承認申請が出てきます。それと、今聞いたところによると、そこがまた面積も増えるみたいですので、杭部分の面積が一部増えますので、変更とその増えた分は新たな5条申請ということで、一応、計画変更と新たな申請で同時に審議をするというようなことになろうかと思えます。そういうところで、十分ご審議も2か月かけてして許可したところだったんですが、そういったことで計画変更がまた出て参りますので、その時は、またご審議をよろしくをお願いしたいと思います。それともう一つ、何でここら辺が教育委員会と農業委員会との連携というか、文化財の調査関係で情報の交換がなされてなかったのが、教育委員会からうちに直接そこを調査して出ましたというのが、業者が通知を見てうちの方がわかったということで、これについては庁内の横の連携がなかったということで、会長からのご指摘を受けて、まさにその通りで、そういうところで文化財の調査については、それが原因じゃないんですと、お配りしております。今度の4月の広報の農業委員会だよりも、文化財の調査については農地転用の一時転用の許可とかそういう申請が必要ですよという周知をしているところです。今後、文化財については、窓口でも確認してくださいというのと、教育委員会との連携は文書なり直接とって、今回のようなことがないような体制は作りたいと思えます。併せて環境課とかも他の部署でも開発絡みのやつはいろいろなところで許認可が要りますので、そういう時には連携をとっていくように、新体制になりましたので、そちらの方は引き継ぎをしてやっていきたいという風に思っております。長くなりましたが、以上が営農用太陽光の許可した案件ですが、その後の状況ということでご報告させていただきます。

**会 長)** 今、前事務局長が言われましたが、3月30日の議案検討会でも取り上げて審議したと思えます。私たちがその時に申したのは、当初の計画から事業計画が変更になるということであれば、当初の説明をした住民の方にはきちんとその変更の説明が必要ではないですかということ、申し上げたと思えます。ただ、今の話を聞いていると、そっちの方の話はなくて、その事業計画の業者さんの方の書類はあがってきます、また審議をしてくださいということになれば、地元の意見を全く無視した農業委員会になるのではないかと、その時かなり検討委員会に出た委員さんからも厳しい意見が出て、やはり地元と話し合いをした後に申請をしていただくように努力をしてくださいということでお願いしたと思っておりますので、そこら辺りは業者さんからあがってくる前には地元の意向というのは、きちんと出してもらって審議をするような形にさせていただくと、私は思っております。

**前事務局長)** すみません。今のところは、私も先程そのことに触れませんでしたけれども、先程言いました14日に区長さんと話をするというようなことで、私も今日

聞いたばかりですが、その時に14日に業者さんから新区長さんの方に話に行かれるということで聞いております。新区長さんも計画の内容がよく分からなかったということで、事務局に田中推進委員と区長さんとお見えになったということで、私がおりませんでしたので、城と高山補佐の方で対応したということです。それで、14日にお話に行かれるということですので、会長が今言われたようにその時に十分計画の内容を説明して、地元の理解は得ていただきたいということで、業者さんにはこちらの方から言いたいと思います。

**会 長)** 今事務局から太陽光の経過報告がございましたが、何かお尋ねがございましたら、お受けいたします。

**永田正一郎委員)** 永田です。文化財があるということが分かったそうですが、それがあつた場合でも設置していい訳ですか。ただ計画を変更して補強とかそういうことが出来れば、また同じところに太陽光を設置してもいいということですか。文化財が壊さないといったらなんですが。

**事務局)** 文化財につきましては、あつた場合は、そこに設置は出来ないのかということなんですけれども、そちらにつきましては、もし設置が出来ない場合は、生涯学習課の方から設置は出来ないという風に恐らく指導があつてと思います。しかし、そういうのがなかったということは、今回で言えば10cm掘り下げて今回は遺跡には影響は出ないだろうということで、10cmコンクリートを掘り下げて設置するというような形、遺跡に影響が出ないような形で設置するというので、事務局も伺っております。なので、文化財については、設置は出来ないということはないかなとは思っています。以上です。

**永田正一郎委員)** 文化財に損傷は与えないかは、土中のことですので分かりませんが、それなりに杭が深く入らないならば設置できるという説明ですよね。申請があがってこないと、どのような設置方法になるのか分かりませんが、変更された場合、この前から審議しておりましたように、想定外の被害がありました時に、やはりパネルが飛んで被害を与えないとか、そういう設置の耐強性・強化策を私の方では重要視しておりましたが、農業委員会ではそういうのは審議しなくていいということになって、ゆくゆくは農地関係でこの申告を認めるようになりましたが、やはりそういう設置の強化・太陽光のパネルの強度とかそういうのを審議しなくてはいけませんので、農業委員会にあがる前に、どういう場面になるか分かりませんが、もっと審議するようにやってもらえればと思いますので、事務局としても受理しないように、まず、この農業委員会のこの会議の場面に持ってこないような方向で十分にそちらの方でやってもらって、こっちで設置するなら設置すると変更の書類・書面を出してほしいと思います。

**事務局)** 今言われました強度関係とかその辺になると専門的なことになりますので、この前の日照・通風と同じように、やはりそれが大丈夫なのかという根拠は当然資料を添付してもらってする必要がありますので、そこはやっぱり書類申請の段階でこちらの方も設計基準に基づいて作られるとは思いますが、そのあたりの根拠も農業委員さんに説明できるような資料は求めるべきかなというのは思います。まず、教育委員会の方が、それで工法変更の通知を出していますので、工法変更の方は、教育委員会が確認が出来ない間はこちらの方は当然受け付けは出来ないということになるかと思しますので、そこは、その後教育委員会が工法変更を認めるか認めないかを確認しながら、うちは許可が出ないと審議のしようがありませんので、そのあたりは気を付けて申請の受け付けはやっていくならと思います。そこはまた、地元の永田委員さんに相談もさせていただくこともあろうかと思しますので、その辺は委員さんも一緒に行っていただくなら事務局も思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**永田正一郎委員)** 文化財がそこにあるということは事前に分かってなかったんでしょうか。分かってなかったからこの申請になったんだらうとは思いますが。教育委員会の文化財の発掘は、農業委員会が許可した後に調べられたんですか。

**事務局)** 今のところは確認していませんので、農業委員会としては文化財の方は業者からの申告で分かったのが最近だったものですから、そこはまた教育委員会の方に確認します。今言われたところが包蔵地かというのは、あるだろうという区域が設定されていますが、教育委員会の方にそういった地図があれば、こちらもそれを貰っておけば、ある程度この辺の農地は気を付けておかないといけないとか、教育委員会の方に問い合わせましたが、県が出している文化財包蔵地の地図はあるということですが、具体的なことは聞いてくださいということですので。

**永田正一郎委員)** 教育委員会は、なぜ農業委員会が審議した後に見つけ出したのかということなんですよね。そこにあるということが何年か前から分かっていたら、農業委員会の前に農政課の方から、あの地帯は文化財があるからこういうものは造ることは出来ないと言うべきだという認識です。なんでここで教育委員会が出てきたのかということですよ。

**事務局)** 埋蔵文化財については、広報にも簡単に載せてますが、先程言ったように包蔵地が決まっています、そこを開発する時には、まず最初に教育委員会に届出が必要ということになっているみたいです。ですので、まずは業者さんが文化財については教育委員会の方に当然問い合わせをするということで、届け出が必要ということで教育委員会からも聞いていますので、併せて、その時に試掘の調査とかする場合は、農地の場合は一時転用の許可が必要ですよということを、今回広報に載せて周知を図ります。

永田正一郎委員) なら、文化財があるだろうというのは、業者も知っていたということですか。

事務局) そのあたりは業者でないと分からないんですが、聞くところによると、普通は建築確認では必ず埋蔵文化財の調査は必要、建築確認の書類の中で該当するのかわからないのは聞いているんですが、今までは受付け段階で確認していなかったもので、今後はまず申請・相談に来られた時に、この場合は教育委員会に行き確認していただいて、うちが受け付ける段階では、そこが埋蔵文化財の包蔵地なのかどうかの聞き取りをしていくように引き継ぎたいと思っております。今のところ、業者さんが知っていたかどうかは、うちの方では分かりません。

会 長) もう皆さん大体勘付いてると思いますが、行政間のつながりというのが全くなくて、部署ごとのやり方というような感じで、市の窓口は今環境課さんの方がまず第一にこういった太陽光あたりは相談に来られるということで、そこらあたりを考えるとやはりこの太陽光というのは、かなり前からいろいろ問題が生じておまして、農業委員会と環境課とも私も半日くらい費やして協議したんですけども、そういった経緯が全く活かされていなくて、今回の埋蔵物あたりも市独自でもこういったことがあるということを前提に、今度からはどこの部署に行ってもこういったことの手続きは必要ですというような流れが出来るように、事務局さんの方から各部署に連絡等、またそういった協議の場を作っていただいて、二度とこのようなことが起きないように願います。よろしくお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。今月の5条の中の転用でご説明させていただいた案件なんですけれども、現地確認の時の状況で先程説明しましたように三方が畑でしたので、説明しに来られた方に、農地でもあるし接続地の承認をお願いしますというようなことをお願いをしましたところ、そういうのは添付書類の中で必要ない、もし、その三方の中の1人でも反対されたら、これが出来ないじゃないか、というお返事をいただきました。後で丸山会長の方がお話をされたので、とってこられたとは思いますが、今日の総会の中で説明された中にも、隣接の同意をされておりますと説明された方もおられましたし、排水同意の方も取られたと説明をされた委員さんもおられました。その辺の統一性が全然なされていない中で、事務局の方に言わせると、そういうのは必要ありませんというお話であるんですね。今の太陽光の業者さんも一緒なんですけど、農地法をうまく利用されて、私たち農業委員会の方が農地法に規制されて何もできないような状況になっているような気がするのですが。両方とも承諾というのは、私的には必要だと思うのですが、例えば市としてというのは出来ないのですか。県では特に農地法の中では必要ないと謳われているから取らなくていいと、法的に詳しい方ならば、そうやってどんどん来られると思うので、私たちからすると必要な部分と思うのですが、その辺はどうですか。

**会長)** 私もあの時思ったのですが、申請される方は申請だけのことを考えて、残った農地のことは全く考えないような状況とと思いました。それで個人住宅あたりが建っていくのはいいと思いますけど、残った農地はだんだん狭くなって、今度は耕作も何も出来ないような状況になっていくので、やはり、そこは私個人としては隣接地の同意は必要と思っております。そこは前事務局長、どう思われますか。

**前事務局長)** 隣接同意については、全然要らないということではありませんので、うちの方もそういった言い方はしてなかったと思います。国が言っているのは一律には求めるなという指導をしているところです。当然、支障があると思われるなら、取っていただかないと、と思います。あと、スタンスとしてお願いはしています。何をするにしても、隣接との境界立ち合いから入っていくと思います。ですので、そういう時には隣接の方がいらっしゃるので、その時に十分事業の計画の説明とかもされて、今のところ一律に同意書は求めてないけれども、出来るなら同意書の方もというお願いはしています。先程言ったように、申請者として事業の説明は勝手には出来ないで、隣接には当然する必要はありますので、お願いは原則的にはした方がいいのかなと思います。地元の農業委員も同意書があれば、委員会の説明の中でも出来ますので、一律に強制は出来ませんが、お願いをして隣接の農地の承諾は、添付書類のお願いの中には入れていていいと思います。どうしても出ない場合は、実際の案件で本当に影響があるかどうか、最終的には客観的に農業委員会の方で判断する必要があると思います。出来るだけお願いが出来ればとは、私個人的には思っております。

**緒方哲郎委員)** 今説明されましたけれども、今回、私の方からそういう感じで説明されていますか、取っていただけますかとお尋ねしたところ、そういうのは必要ないでしょ。何かあった時には、同意がないと出来ないじゃないかというお返事だったものですから。今回は、会長の方からお話をしていただいたので出てるんですが、もしもその時出なかった時には、この総会の中で担当委員さんの方がそういうことで説明して審議ということでもいいですか。でも、出ないからダメというのと、また、農地法の中で自分たちが規制されているような感じになってしまうので、こういうのは、みんな共有の考えで、こっちから変えるなら変えていくようにもっていく方がいいんじゃないかなと思います。

**事務局)** それぞれの農業委員会でやはり違うところもありますので、今緒方委員が言われたように、そこはうちの委員会の中でこういったことで行こうということであれば、そこはそれでいいんだろうなと思います。国はあくまでも一律に取るなということですので、うちはそれを解釈して、一律には取りませんというようなことでやっていけばいいのかなと思います。そこは、今後事務局内でも検討が必要だろうとは思いますが、緒方委員が言われるように、そのあたりは委員会独自である程度その辺の線引きはしていいのかなと個人的には思います。

会 長) 緒方委員、先程言いましたように、私たちは残った農地も守っていかなければいけないので、新しい事務局長さんあたりとそこはきちんとして、申請に来られた場合には、極力お願いして窓口を通ってくださいますということをお願いをしたいと思いますと思っています。

会 長) 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、これをもちまして「令和2年第4回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。



菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩